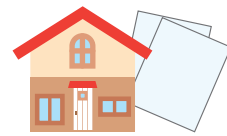


身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

社会の高齢化が進展し、社会経済の変化が生じているため、民法（相続法）の改正が2018年（平成30）年7月になされました。相続に関するルールが大きく変わります。今回は、相続法の改正のうち、配偶者の居住権や配偶者の保護措置について、検討していきます。

Q₁ 相続法の改正について、主に、どのような点が改正されたのですか。

A₁ (1) 被相続人の死亡により残された配偶者の生活への配慮などの観点から、①配偶者居住権の創設、②婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置、(2) 遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する観点から、①自筆証書遺言の方式緩和、②法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言書保管法）、(3) その他、①預貯金の払戻制度の創設、②遺留分制度の見直し、③特別の寄与の制度の創設などがあります。

Q₂ 配偶者居住権の創設とは何でしょうか。

A₂ 配偶者居住権の創設として、①配偶者居住権と②配偶者短期居住権が定められました。2020年4月1日から施行となっており、同施行日前の相続には適用されません。

①配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合、配偶者は遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住できる権利を取得します（改正民法1028条～1036条）。例えば、相続人が妻と子どもの2人だけで、遺産が自宅（2,000万円相当）及び預貯金（2,000万円）だった場合、改正前であると、妻と子どもの相続分は2分の1ずつですので、妻は自宅（2,000万円）を取得すると、子どもが預貯金（2,000万円）を取得することとなり、妻にとっては、住む場所は確保できるものの、今後の生活費となる預貯金を取得できなくなってしまいます。そこで、改正後は、配偶者居住権として、例えば自宅の配偶者居住権を1,000万円と評価して、妻は自宅の居住権を確保した上、預貯金2,000万円のうち、その2分の1である1,000万円を取得することが可能になります。また、子どもは自宅について負担付所有権1,000万円を取得し、預貯金も2,000万円のうち、その2分の1である1,000万円を取得することが可能となります。

②配偶者短期居住権は、配偶者が被相続人所有の建物に居住していた場合、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間、無償でその建物を使用できる権利を取得します（改正民法1037条～1041条）。例えば、遺言書がなく、相続人は妻と子ども2人だけで、妻の居住建物が遺産分割の対象となっている場合、妻は遺産分割協議が成立するまでその建物に無償で居住することができます。

Q₃ 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置とは何でしょうか。

A₃ 婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産（居住用建物又はその敷地）を配偶者に遺贈又は贈与した場合、原則として、遺産の持戻しの免除の意思表示があったものと推定し（改正民法903条4項）、遺産分割における配偶者の取り分を多くすることが可能となります。例えば、改正前であれば、夫が妻に居住不動産を生前に贈与していたとしても、夫死亡後に夫の遺産分割をする際、妻に贈与した居住不動産を持戻したうえで、遺産分割の算定をすることになりますが、改正後では、妻への居住用不動産の生前贈与は原則として、持戻し免除の意思表示があったものとして、夫死亡後に夫の遺産分割をする際、贈与した居住用不動産を持戻すことなく、遺産分割の算定をしますので、結果的に妻が取得する遺産の取り分が増えることとなります。

但し、遺言によって持戻し免除の意思表示がないことが明示された場合や黙示的な持戻し免除の意思表示が認められる場合は、持戻し免除の意思表示の推定が破られることとなります。

改正民法903条4項は、2019年7月1日から施行となっており、その施行日前になされた遺贈又は贈与については適用されません。